		んさく属植物、みずき属植物、もくせい属植物、もくれん属植物、もくもどき属植物、もちのき属植物、もみ属植物、やなぎ属植物、やぶこうじ属植物、やぶにんじん属植物、ユーカリノキ属植物、ゆりのき属植物、りんご属植物及びりんねそう属植物の葉、枝、樹皮その他の部分（種子及び果実を除く。）並びにこれらの植物の葉、枝、樹皮その他の部分が微生物により分解されて生じた有機物であつて、植物の植込みの用又は植物が生育するための土壌の被覆の用に供するもの
三　インド、中華人民共和国（香港を除く。）、アフガニスタン、イスラエル、トルコ、イタリア、ウクライナ、英国、オランダ、ドイツ、フランス、ベラルーシ、ベルギー、ポーランド、ロシア、エジプト、ナイジェリア、アメリカ合衆国、コスタリカ、チリ、ベネズエラ、ペルー、ニュージーランド	アボカド、しまほおずき、ストレプトソレン・ジェイムソニー、ソラヌム・ラントネッティー、ダリア、つるはなすび、とうがらし、ペチュニア、ペピーノ及びブルグマンシア属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの	1　輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。 2　1の検査証明書又はその写しには、核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、*Potato spindle tuber viroid*（ポテトスピンドルチューバーウイロイド）に侵されていないことが特記されていること。

附　則

この省令は、平成二十三年九月七日から施行する。ただし、別表一の改正規定（同表を別表一の二とする部分を除く。）は、平成二十四年三月七日から施行する。

○経済産業省令第二号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第九条第一項及び第二項を実施するため、並びに同法第二十九条第一項の規定に基づき、電気事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月七日

経済産業大臣　海江田万里

電気事業法施行規則の一部を改正する省令

電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

様式第八中

「

区　間	設置の場所（都道府県郡市区町村を記載すること。）	送電電気工作用作の物
経由する発電所又は変電所の名称		
経過地（都道府県郡市区町村を記載すること。）		

」を

「

電気工作用作の物	設置の場所（都道府県郡市区町村を記載すること。）	

」に改める。

様式第三十一第一表中

「

合　計					

」を

「

合　計					
非化石電源比率（%）					

」に改める。

様式第三十一第一表備考を次のように改める。

備考　1　火力発電所の欄には、燃料電池発電所を加え、廃棄物発電所を除くこと。

2　新エネルギー等発電所の欄には、風力発電所、太陽光発電所、地熱発電所、バイオマス発電所及び廃棄物発電所の合計を記載すること。

3　他社受電の欄には、他社等からの受電分から他社等への送電分を差し引いた値を記載すること。

4　発電端電力量の欄において火力発電所で2種類以上の燃料を混焼している場合には、混焼の比率に応じてそれぞれの燃料の欄に発電端電力量を計上すること。

5　卸電気事業者にあっては、需要電力量及び非化石電源比率の欄の記載を要しない。

6　非化石電源比率の欄には、化石燃料以外のエネルギー源を利用する電源による発電量（他の者から調達した電気の量を含み、他の電気事業者等に供給した電気の量を除く。以下同じ。）の全ての電源による発電量に対する比率を記載すること。

7　用紙の大きさは、日本工業規格A3とすること。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○農林水産省告示第五百四十二号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表一の第一の二の項及び第二の二の項の規定に基づき、同表の第一の二の項の農林水産大臣が指定する有害動物及び同表の第二の二の項の農林水産大臣が指定する有害植物を次のように指定し、平成二十三年九月七日から施行する。なお、平成十七年四月一日農林水産省告示第六百七十三号（植物防疫法第八条第一項の規定に基づき、同項の検査の対象から除外する検疫有害動植物を指定する件）は、平成二十三年九月六日限り廃止する。

平成二十三年三月七日

農林水産大臣　鹿野　道彦